

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議について

1 目的

日本環境安全事業株式会社が、室蘭市において行うPCB廃棄物の処理事業を監視し、広く道民への情報提供することにより、確実かつ適正なPCB廃棄物処理を推進するため、北海道と処理施設立地市である室蘭市が協力して、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（以下「監視円卓会議」という。）を設置する。

2 設置根拠

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議設置要領（別添）

3 監視円卓会議の構成

監視円卓会議は、学識経験者、各種団体の代表者、公募委員の委員15名で構成する。

（別紙委員名簿参照）

委員	学識経験者	3名
	関係団体	7名
	公募委員	5名
任期	平成21年3月31日まで	

近隣市町村 伊達市・登別市
オブザーバー 環境省・日本環境安全事業株式会社・消防機関 等
必要に応じて出席を求める。

4 開催頻度

年4回程度の開催を予定

5 監視円卓会議の役割

（1）PCB廃棄物処理事業の監視（設置要領第2条）

監視円卓会議は、日本環境安全事業株式会社や収集運搬業者などから、事業の状況等の説明を受けその内容確認を行いながら次の監視事項について監視を行う。

- PCB廃棄物処理施設の整備に関する事項
- PCB廃棄物処理施設の操業に関する事項
- PCB廃棄物等の収集運搬及び運行管理に関する事項
- PCB処理事業における環境モニタリングに関する事項
- PCB処理事業における情報公開に関する事項
- その他、安全の確保及び生活環境の保全に関する事項

(2) 活動状況の公開 (設置要領第 8 条)

監視円卓会議は、活動状況に関する情報を広く公開する。

会議の公開

監視円卓会議は、公開とする。

議事内容の公表

監視円卓会議での議事内容を、北海道及び室蘭市のホームページなどで公表する。

(3) 処理施設への立入及び書類等の閲覧 (設置要領第 9 条)

監視円卓会議は、その監視事項に関し、日本環境安全事業株式会社の立会のもと、処理施設の立入及びその保有する関係書類等の閲覧をすることができる。

(4) 意見の提出 (設置要領第 1 0 条)

監視円卓会議は、監視事項に関して、意見を提出することができる。